



13 保険加入	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢制限：無制限</li> <li>・ 対人保険：無制限</li> <li>・ 対物保険：無制限（免責額なし）</li> <li>・ 搭乗者保険又は人身傷害保険：1名につき 2,000万円以上</li> <li>・ 車両保険：時価（免責額なし）</li> <li>・ 札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。</li> </ul> <p>(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。</p>
14 メンテナンス等	<p>(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、12カ月法定点検を含む。）及び車検に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。</p> <p>(2) 定期点検、車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。なお、これらの作業に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。</p> <p>(3) オイル交換は半年ごとに行うこと。</p> <p>(4) 事故処理及びこれに伴う車両の修理及び修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において行うこと。</p> <p>(5) カーナビゲーションシステムは、借受期間中に1回以上更新すること。</p> <p>(6) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは3シーズン経過後に新品のタイヤを手配すること。また、タイヤ交換に伴う車両の移動は、受注者が行うこと。</p> <p>(7) タイヤの履き替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。</p> <p>(8) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。</p>
15 費用負担	<p>(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウィンドウウォッシャー液及びパンク修理費は札幌市の負担とし、そのほかに要する一切の経費は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方とも容器内100%とする。</p> <p>(3) 経費について疑義が生じた場合は、札幌市と協議するものとする。</p>
16 その他	<p>(1) 仕様書等に記載のない事項は、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。</p> <p>(2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車については、ハイブリット自動車でないもの、また、業務に支障のない範囲で上記に示した規格・装備・付属品等の要件を満たさない車も認める場合がある。）</p> <p>(3) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。</p> <p>(4) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、受注者と札幌市は協議できることとする。</p>
17 担当課	<p>札幌市下水道河川局事業推進部東部下水管理センター （札幌市白石区本通20丁目北2番11号）</p>